

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘英会（以下「法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) ここでいう年限額とは、役員等への報酬総額の年間限度額をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (2) 法人から給与が支給されている常勤の理事については、報酬は支給しない。
- (3) 賞与及び退職手当は支給しない。
- (4) 費用については常勤・非常勤関係なく別表1により支給する。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額、及び年限額は、別表1のとおりとする。

- 2 評議員の年限額は、定款第9条に規定されている1人当たり100,000円を超えない範囲とし、金額の変更を行う場合は定款の変更が必要となる。

## (法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、実務実績に応じ月末締め翌月15日

(銀行休業日は前営業日)に口座振込により支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 法人は、この規程をもって、役員等の報酬等の支給基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### (補則)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### 附 則

この規定の制定により、既定の役員報酬規定及び役員実費弁償規定は廃止する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

## 別表1

## (1) 理事長

役職名	報酬額	年限額
理事長	月額 200,000円	2,400,000円以内

## (2) 理事

業務	日額	年限額
委員会への出席	10,000円	150,000円以内
入札立会いその他業務の為出勤	5,000円	
交通費	実費	実費

## (3) 監事

業務	日額	年限額
委員会への出席	10,000円	200,000円以内
監事監査	30,000円	
入札立会いその他業務の為出勤	5,000円	
交通費	実費	実費

## (4) 評議員

業務	日額	年限額
委員会への出席	10,000円	100,000円以内
入札立会いその他業務の為出勤	5,000円	
交通費	実費	実費

## (5) 旅費

交通費及び運賃	日額	宿泊費(1日当り)
バス・タクシー・飛行機： 実費 私用車：1km当り20円	10,000円	実費又は 20,000円以内

※ 委員会出席に係る交通費について、私用車は1km当たり20円、公共交通機関を利用する場合は実費の支給とする。

※ 別表1(2)～(4)に係る源泉徴収税額は、弁護士等に適用する税率で報酬計算行い支払うものとする。但し、交通費の支給についてはこの限りではない。